

東胆振定住自立圏共生ビジョン（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成27年9月24日 ～ 平成27年10月23日 （30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件 （1項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>)</p> <p>安心して暮らしやすい地域社会の観点から意見を述べさせていただきます。</p> <p>はじめに日本中が近い将来、人口減に直面することはマスコミ等で目にしたことはあるが資料を見ると緊急の課題であることに気づかされた。地域（地元）ごとにというよりは日本の生き残りを考える必要がある。今後中国をはじめ、他の発展途上国が国力（人材や財政）を生かし、日本のお家芸でもある科学技術力をやがては追い越していくことを十分に考慮する必要がある。日本の人口が減少する一方で発展途上国の人口増加は決して悔れるものではない。今まではごく一部のエリート層が日本の国力の一旦を担い牽引役となってきたがこれからは世界中にその知能が散らばっていくことも考えられることから、郷土愛や日本人として生まれ育ったことが薄れてしまうことも考えられる。</p> <p>そこで考えられることは長期的な視野に立ち計画性を持って人材を育て、「苫小牧市に生まれ育ちよかった」あるいは「苫小牧はこんな街です。ぜひ来て下さい」と言えるような人を育てることが地域の牽引力となるであろう。</p> <p>そのような人材は、学校教育や家庭を含む社会教育によって育つものである。地域の教育力が向上すれば企業も人材を欲しがらる。苫小牧には苫小牧高専、駒沢大学があるが、より教育の整備が行き届いた大都市への流出は仕方ない。金沢市を例に挙げると、加賀百万石観光の街は人の集まる条件は整っているが、一方で教育重視の街でもある。何故ならば“四高”という歴史的事実に立った教育の街づくりを推進し、そのことにより教育者自身がプライドを持ち合わせ</p>	<p>定住自立圏構想は、将来の人口推計において、本圏域も大幅な人口減少が見込まれている中、圏域全体として、相互に役割分担し、連携することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する取り組みとなっております。</p> <p>御意見をいただいた、教育の質を上げる施策に重点を置くべきとの視点についても、人材育成を図る上で教育の充実は必要不可欠であると認識しており、ご意見の趣旨を踏まえ、今後、ビジョン懇談会の場で協議してまいりたいと考えております。</p>	C

	<p>ているからである。最近の金沢市周辺を見ると企業が多く張り付いているので調査対象となろう。</p> <p>学校教育と社会教育は互いに補間し合うべきものであり、その間には上下関係や優先順位は無い。また、特に異年齢集団の活動経験は子どもたちが社会に出て対応できる人材に育てる手助けになっているし、いじめ撲滅にも繋がる。</p> <p>近年は特色のある街づくりに成功すると他の街から視察に訪れ、やがてどの街も金太郎飴と言われてしまうが教育はこれに当てはまらない。子どもの時から地元での行事に参加するのではなく参画することが大事である。街を上げての取組みには、特に学年を問わずに計画段階から参加してもらおう。学校内でもその取組みに対し議論してもらうべきである。大事なことは郷土を愛せるかである。子どもの時から地域社会に触れさせ、苫小牧の発展にほこりをもって参加できるように整えるべき。</p> <p>人口減少が明らかであれば人口の多い国にやがては追い越される。人口流出を避けては通れないのであれば教育の質を上げる施策に重点をおくべきである。</p>		
--	--	--	--

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見をを受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。